

# 障害児保育

令和6年度 東京都保育士等キャリアアップ研修 障害児保育科目 資料

## 第1部「障害の理解」

【研修分野「障害児保育」のねらい】

☆キャリアパスを見通し、保育所におけるリーダー的職員の育成を目指す

☆障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける

【講師紹介】

- ・栄養セントラル学院講師（一般社団法人保育栄養安全衛生協会研修講師）
- ・資格：幼稚園教諭1種免許状、保育士、絵本専門士、読書アドバイザー
- ・保育者養成校勤務：担当教科（2023年3月末日まで）…「保育内容言葉」「こどもと言葉」「児童文化」「保育内容総論」「保育・教育実践演習」「教育実習、保育実習事前事後指導」等
- ・絵本専門士として、おはなし会の絵本の読み手やおはなし会の開催法、保育に活かす絵本の活用等の講師担当、及び東京都足立区ファミリーサポート提供会員

※ご参加の皆様からも、是非お声を聞かせてください



【研修の内容】

- ☆障害の理解      ☆障害児保育の環境      ☆障害児の発達の援助
- ☆家庭及び関係機関との連携      ☆障害児保育の指導計画、記録及び評価

【障害の理解】

- ・障害のある子どもの理解
- ・医療的ケア児の理解
- ・合理的配慮に関する理解
- ・障害児保育に関する現状と課題

☆事例検討 気づきを書いてみましょう

第1回目 事例

☆障害のある子どもの理解…普段の保育の中で、子ども（障害があるないに関わらず）をどのように理解し関わっているかを再度見直してみましょう。

☆気になる子ども、障害のある子どもに限らず、全ての子どもの発達は発達途上の状態である。ある時期に気になる姿があっても、成長とともに課題を克服していくことも多い。併せてその子どもの姿に対して「何が気になるか」は、保育所の環境・保育方針・保育士等の保育観によって大きく変わる。

#### 【保育所保育指針の記載から】

##### ☆第1章 総則 3 保育の計画及び評価 (2) 指導計画の作成

- ・キ 障害のある子どもについては、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけ（～中略～）適切な対応を図ること

#### 【保育所における障害のある子どもの理解と保育の展開】

保育所は、全ての子どもが、日々の生活や遊びを通して共に育ち合う場である。そのため、一人一人の子どもが安心して生活できる保育環境となるよう、障害や様々な発達上の課題など、状況に応じて適切に配慮する必要がある。こうした環境の下、子どもたちが共に過ごす経験は、将来的に障害の有無等によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の基盤になると考えられる。これらのことを踏まえて、障害など特別な配慮を必要とする子どもの保育を指導計画に位置付けることが求められる。

一人一人の障害や発達上の課題は様々であり、その状態も多様であることから、保育士等は、子どもが発達してきた過程や心身の状態を把握するとともに、保育所の生活の中で考えられる育ちや困難の状態を理解することが大切である。そして、子どもとの関わりにおいては、個に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの両面を大事にしながら、職員相互の連携の下、組織的かつ計画的に保育を展開するよう留意する。

#### 【保育実施に関して留意すべき事項、保育所保育指針の記載から】

##### ☆第2章 保育の内容 4 保育の実施に関して留意すべき事項 (1) 保育全般に関わる配慮事項

- ・ア 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること
- ・オ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること



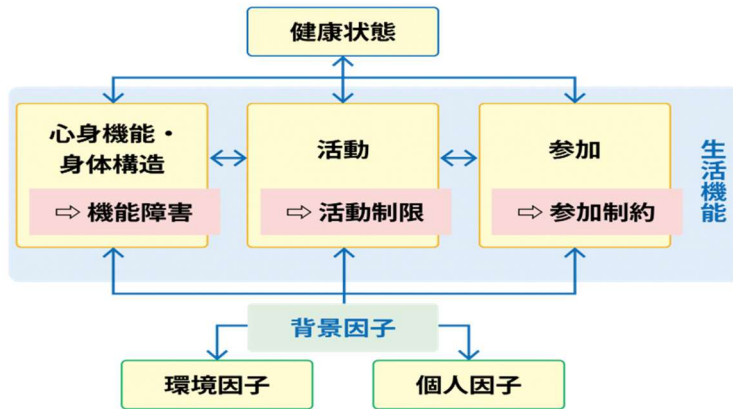
#### 【障害とは何か】

☆本当に困っているのは誰でしょう？保育士等？保護者？本人？

☆例えば、集団生活から外れる傾向のある子どもに対して保育士等が「参加させたい」「集団に慣れさせたい」という視点でみていると「困った子」になる。子どもは「困った」状況を態度で示している。大人数が集まった際の雰囲気、大きな音等が苦手な耳をふさぐ姿があるとしたら、「この子が参加できるためにどのような支援が必要か」子どもの側に立った視点をもって援助を考える。子どもの気持ちに寄り添う。

☆子どもに付けられた診断名は医療モデルの考え方。治療や訓練を行って心身の機能を改善回復させることが支援の目的となる。保育を行う上で考えることは、生活モデルの考え方。障害は個人に存在しているのではなく、社会と個人との相互作用や関係性に存在していて、保育士等が行う保育内容は保育環境の見直しである。

(=人的、物的、社会的等の環境)



ICF (国際生活機能分類) モデル 2001年 WHO

- 生活機能が何らかの理由で制限されている状態 = 障害
- 生活機能に影響を及ぼす背景因子 = 環境、個人
- 医療的に診断名がついていても、周囲の環境が整うことで生活機能の制限は少なくなる

☆適切な支援環境があれば、障害はあっても、実際の大変さや不便さ、困難感は減少する。環境によって障害がある子もない子も、生活や遊びの充実感は変わり、障害があっても保育環境次第でその子の育ちも困難感も変わる。保育士等や保護者、地域での対応次第で子どもが変わる可能性を重視する可変的な障害の見方と保育内容を工夫することが求められている。

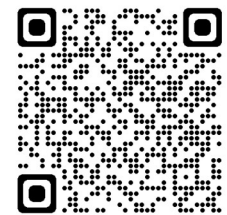
【医療的ケア児の理解】

☆医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。全国の医療的ケア児（在宅）は、約2万人〈推計〉である。

(厚生労働省ホームページ 2021(令和3)年 “在宅の医療的ケア児の推計値 0~19歳”)

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」  
 (令和3年6月18日公布・同年9月18日施行)

☆近年の医療の進歩によって、超早産児や重度の障害がある子どもも救命できるようになった。長期入院の後、痰の吸引や経管栄養等が必要な医療的ケア児は年々増加している。



〔医療的ケア児について〕

☆医療的ケアを行っている子どもは、心身障害児（=心身ともに障害のある子ども、肢体不自由と知的障害を合併している状態）に多い。

【合理的配慮】

☆2006年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」…日本は2007年に署名し2014年に批准した。条約の目的は「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」(第1条)である。この条約の特徴は、機能障害のみならず社会的障壁が障害をもたらすという「社会モデル」の考え、障害者が他の者と同等の権利を享有するために必要かつ適切な変更と調整を行う「合理的配慮」の必要性、障害者の社会への完全かつ効果的な参加と包含の方向性

を示している点等である（山下幸子 保育用語辞典 第7版 ミネルヴァ書房）

- ☆「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。
- ☆「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人々が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。（第2条）
- ☆どの子どもにとっても参加しやすい活動やのびのびと自分の思いと力を発揮できる状況（＝環境）が作られているかという観点で保育内容や方法を見直す。全ての子どもが参加できる「バリアフリーな保育」「ユニバーサルな保育」「インクルーシブな保育」を目指す。

#### 【障害児保育に関する現状と課題】

- ☆「特別な配慮を必要とする幼児の幼保小接続期における切れ目ない支援の実現に向けた調査研究」文部科学省委託事業、2024（令和6）年によれば、障害や難病等の診断のある園児は調査対象園の約7割に在籍し、障害や難病等の診断はないが支援や配慮が必要な園児も9割以上が在籍しているとの調査結果がある。
- ☆発達障害の早期発見・早期の適切な支援という国の方針で乳幼児健診の充実が進み、発達障害への一般的な理解も進んだ。周産期医療（＝妊娠22周から出生後満7日未満までの期間の突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方から一貫した医療体制が必要である）の進歩により助かる子どもが増加したものの、その影響で支援の必要な乳幼児が増えた。環境科学物質汚染による増加論や、保護者の嫉妬などの変化による子どもの行動の変化等、様々な要因が複合的に絡み合い「気になる子」「特別な配慮を必要とする子」が増えている。
- ☆集団での保育の場で、他の同年齢の子どもとは違う行動をする「気になる子」…指示に従えない、衝動が抑えられない、抵抗感が強い、他者と目が合わない、声掛けしても反応が薄い、一人遊びが多く他児と関わらない等。
- ☆「気になる子」とは、保育士等や周りの子どもから見て「気になる」という意味。実は本人自身も困り感や戸惑いを抱えているケースもある。保育士等に求められているのは、子どもの困り感や悩みを理解し受け止め、何故そのような姿になるのか原因を探り、どのような環境を整えれば良いか工夫を重ねて実践に活かすこと。何もかも一緒にしなければならないと決めつけず、別の取り組み方法で補ったり、部分的に参加すれば良いことにしたり等、柔軟な対応が望まれる。
- ☆障害がないと思っている自分自身も、今後事故や病気、高齢に伴う生活の不便さや困難さが出現する。怪我や病気で大変な状況の際に受ける支援と同様に、障害のある子どもの日々の大変さは、周囲の支援・対応によって大きく変わる。環境によって困難さが変わる点では、障害の有る無しの状態は地続きの連続したものと理解できる。



保育では、障害のある子どもにもない子どもにも、子どもに合わせた環境の構成により子どもの困難感が薄れて、子ども一人一人がそれぞれ自分らしく日々を過ごすことのできる保育の営みが確立される。

#### 【参考文献】

『特別な配慮を必要とする幼児の幼保小接続期における切れ目ない支援の実現に向けた調査研究』

守巧・広瀬由紀・真鍋健・浅川茂美・太田顕子・甲賀崇史・杉崎雅子・室井佑美・相沢和恵・酒井幸子・城倉登代子  
中野圭子・丹羽健太郎・三宅美由紀・森依子/編 こども教育宝仙大学 2024年

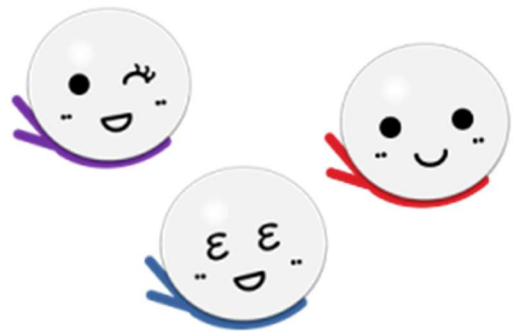


令和6年度 東京都保育士等キャリアアップ研修 障害児保育科目 資料

## 第2部「障害児保育の環境」

### 【障害児保育の環境】

- ・ 障害児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境
- ・ 障害のある子どもと保育者の関わり
- ・ 障害のある子どもと他の子どもとの関わり
- ・ 他職種との連携



### 【保育の環境 保育所保育指針第1章より】

- ・ 保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。

（…保育所保育指針 第1章総則 1（4）保育の環境）

ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。

イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。

ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに生き生きと活動できる場となるように配慮すること。

エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

### 【人的環境である保育士等】

☆目の前の子どもを理解することが、全ての基本となる。保育士等にとっての子どもの不思議な行動、困った行動も、その子どもと一緒に同じ動作をしたり遊んだりしてみると、子どもの世界観が見えてきて保育の手立ても見えてくる。何が好きか、どんな場面で安心するか、苦手なことは何か、どのような伝え方をすると伝わりやすいか等は一人一人の子どもによって当然異なるので、いろいろな方法を試しながらその子どもに合ったより良い対応、保育方法を探る必要がある。

☆担当者が抱え込むのではなく、共にいる子ども達、園の職員、保護者、地域の専門家とも積極的につながり、情報交換を行う。園全体で包括的に、子どもの育ちに良い結果がもたらされる様に、「みんなで育てる みんなで育つ」をモットーに支援の輪を広げる。

### 【ユニバーサルな物的環境構成】

☆安心できる環境…「居心地の良さ」「ホッとできる空間、スペース」「遊びや活動が自ら選べる」「一緒に出来る」「目印があり分かり易い」「順番が分かり易い」「真似して取り組める」等

☆動線、視線、区切りを再度確認する…子どもの目の高さ、子どもの動き、他者との距離、時間の区切り等

【ユニバーサルな物的環境構成の実際例（関東圏 A 園）】



〔階段 昇りと下りを分ける〕



〔椅子の片付け方〕



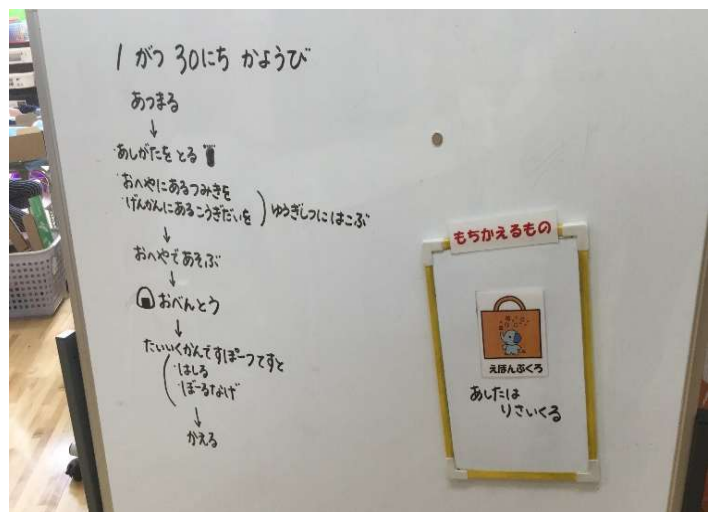
〔ままごと棚〕



〔残りの時間を示す時計〕



〔ロッカー横 帰りの身支度〕



〔一日の予定〕

☆どの子どもも過ごしやすい保育環境について、園内・園外（園庭や近隣の公園等）それぞれについて、書いてみましょう

- ①工夫している環境    ②これから工夫してみようと計画している環境

---



---



---



---



---



---



---

【特別な支援を要する子どもへの対応 チェックリスト表】      『中野区 保育の質 ガイドライン』 2020年より編集

☑	内容
	<b>【発達に課題のある子どもへの支援】</b> 子どもの困っている原因を考え、視覚で分かり易い絵や写真カードの利用や、一人で落ち着ける空間づくり等、子どものおもいを尊重した環境構成や関わりをしている
	支援の必要な子どももそうでない子どもも共に過ごす中で、互いに認め合い、相手を思いやり尊重する気持ちが育っている
	専門研修を受講し、支援を必要としている子どもへの知識と理解を深めている
	支援が必要と認められている子どもに対して、必要に応じ保育者等の加配をして保育している
	<b>【外国籍家庭等、特別な配慮を要する子どもへの支援】</b> 保護者が育った環境・文化・習慣を受け止め、保護者の気持ちに寄り添った対応をしている
	送迎時等を利用し、保護者と丁寧に関わる中で、家庭の状況や問題を把握した上で子どもの発達や行動の特徴、就学前教育、保育施設での生活の状況や課題を伝え共有できている
	<b>【不適切な養育等が疑われる家庭への支援】</b> 児童虐待防止のため、児童虐待の早期発見や保護者への啓発及び通告の義務があることを自覚している
	日々子どもの様子（身体への観察や精神面、言動、保護者の様子等）を観察し、虐待が疑われるときには、関係機関への通報等、連携をしている
	保育者が一人で抱え込むことなく、施設内で対応の仕方・保育者等の悩みを共有し相談できる環境がある





【人的環境である保育士等の関わりや、ユニバーサルな環境作りで大切なこと】

- ☆多様な個性や特性を、子ども達同士が認め合える環境作りが、「気になる子」は周りの子ども達から、周りの子ども達は「気になる子」から刺激を受け、新たな価値観を見出すことに繋がる、と保育士等は常に意識する…例えば、図鑑を見て物の名前をたくさん知っている子ども（＝ひとつの関心事について深い知識のある子ども）が提供する情報は、他の子ども達の良い刺激となり、様々な物への興味関心が広がるきっかけとなる。
- ☆「気になる子」「支援の必要な子」が「困った子ども」で手助けを常に求めている存在ではなく、ましてや助けられるだけの子どもではないということを、他の子ども達を感じ取れる援助を心掛ける。一人一人の子どもが持っている良い面を保育士等が率先して気付き、それを他の子ども達に伝えるように努めることで、一人の人間が持っている多面性を互いに知ることになり、深い人間理解に繋がっていく。
- ☆視覚情報の環境は（＝スケジュールボード、片付け場所の写真等）、市販の書籍等の掲載物を参考にしながら、絵柄や写真等を、今現在いる子どもの様子に合わせて、子どもが理解しやすいように工夫して作成する。
- ☆いつも同じ提示物を使うことだけでなく、子どもの発達の状況に合わせて少しずつ整理したり減らしたりする。

〔参考文献〕

- ・小野豊/監修 DVD『みんなで育てる みんなで育つ 一子どもの困難さに寄り添う保育―』幼児教育映像制作委員会 2018年
- ・『中野区 保育の質 ガイドライン』 2020年
- ・『全国保育士会倫理綱領ガイドブック』 柏女霊峰/監修 全国保育士会編 2011年

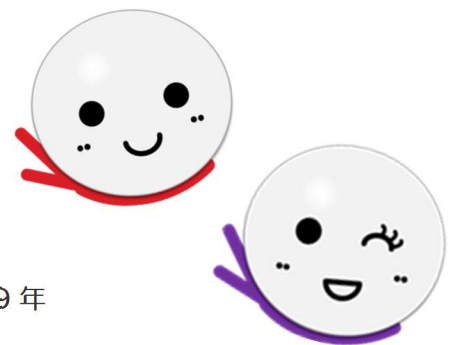


令和6年度 東京都保育士等キャリアアップ研修 障害児保育科目 資料

### 第3部「障害児の発達の援助」

【障害児の発達の援助】

- ・障害のある子どもの発達と援助



#### 1. 障害者基本法（昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号）1949年

最終改正：平成二十五年六月二十六日法律第六十五号

##### 第一条

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### 第二条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。



障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。



### 【身体障害】

☆身体障害は、先天的、もしくは後天的な理由で身体の機能の一部が不自由な状態を指す。身体障害者福祉法によると、数種類に分類される身体上の障害がある状態を指している。

- ・肢体不自由（上肢、下肢、体幹）
- ・聴覚または平衡機能の障害
- ・視覚障害（視力、視野）
- ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ・内部障害（心臓機能障害、じん臓、呼吸器、膀胱及び直腸、小腸、免疫機能、肝臓）

内部障害とは、疾患などによる内臓機能の障害により、日常生活に制限をうける状態を指す。免疫機能障害のほか、心臓・腎臓・呼吸器、膀胱などの機能障害を含む。

☆例えば…園の行事について、ねらいや内容、方法等を見直す良い機会として捉える。何のための行事か、園全体、クラス全体の子ども一人一人の子ども、保護者、地域の人々を含めたそれぞれにとってどのような意義があるかを問い直すことは、必ず子どもの成長に結びつく。

### 【知的発達の遅れ】

☆知的障害、「知的能力障害(ID: Intellectual Disability)は、医学領域の精神遅滞(MR: Mental Retardation)と同じものを指し、論理的思考、問題解決、計画、抽象的思考、判断、学校や経験での学習のように全般的な精神機能の支障によって特徴づけられる発達障害の一つである。発達期に発症し、概念的、社会的、実用的な領域における知的機能と適応機能両面の欠陥を含む障害のこと。すなわち「1. 知能検査によって確かめられる知的機能の欠陥」と「2. 適応機能の明らかな欠陥」が「3. 発達期（おおむね 18 歳まで）に生じる」と定義される。」

（厚生労働省 e-ヘルスネット 情報提供より引用）

☆つまり①知的機能に制約がある②適応行動に障害がある③発達期（18 歳以下）に生じる、と定義できる。知的発達の遅れが生じる原因は様々であり、染色体の異常・生まれた後の脳損傷等が挙げられる。運動面でも発達の遅れが生じ易い。それぞれの発達の状況や好み、生活上の困難等の観点から一人一人に応じた支援が大切である。

- ・日常生活の場面…生活スキルを学ぶことに時間がかかる（＝着替え、排泄等）
- ・言葉…言葉の発達もゆっくり進む
- ・遊び…感覚的な楽しみが中心の遊び、一人遊びや平行遊び等が中心となる

☆子どもの行動の背景を推察して、子どもの困難さに応じた「具体的な」「見通しを持ちやすい」援助が求められる

### 【発達障害】

☆教育・福祉の分野では、発達障害者支援法の定義が使われている

☆発達障害者支援法 第二条 定義

- ①この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。
- ②この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。
- ③この法律において「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- ④この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う個々の発達障害者の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

☆発達障害に関する知識、それぞれの特性や直面しやすい困難、支援のポイント等を押えつつ、目の前の「その子」の理解を深め発達を支える。

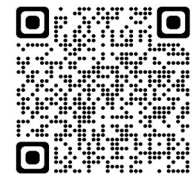
### 「発達障害（神経発達症）」

○発達障害とは ○発達障害の特徴 ○サイン、症状 ○治療、支援

・出典

「こころの情報サイト」精神保健研究所 70 周年記念事業

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター



〔発達障害（神経発達症）〕

### 【気になる子ども】

#### ○不適切な養育環境の子ども

☆発達障害の診断は無いが、落ち着きがない、過度の攻撃的、不安が強い等の様子を示す子どもの背景に「不適切な養育環境」がある。典型例として、保護者による虐待（身体的、精神的、性的、ネグレクト）や、保護者自身に精神疾患（うつ病や統合失調症等）がある場合である。

☆子どもの姿として・自信がなく情緒が不安定・生活面での経験の不足等が見られる。

☆保護者との愛着関係が不確かな子どもに対して、園内では安心して過ごせるよう保育士等は受容的に関わり、その絆を確立して遊びや生活の経験の幅を広げていく。併せて、適切な保護者支援策を考え、園全体や関係機関と連携し実践に移す。



#### ○海外にルーツを持つ子ども

☆近年、特に支援が必要な子どもとして、海外にルーツを持つ子どもが増えている。欧米、アジア各地等保護者の転勤や移住で家族全員又は一部が日本に移り住む子どもが保育施設に在籍する。子ども自身は園生活に比較的早く慣れ、日本語にもなじみ始めるが、保護者は日本語の習得に時間がかかったり、文化の違いから周囲の人達と行き違いが生じたりする場合が多い。

☆子どもの姿、保護者の姿として・言葉の習得に時間がかかりコミュニケーションが取り辛い・言葉の問題なのか発達の遅れがあるのかの判断がしにくい等が挙げられる。

☆在籍している園の他の子ども達に、その子どもの母国を紹介する。例えば、挨拶の仕方、食べ物、遊び方、国旗等、保護者にも来園してもらって伝統的なそれぞれの国の文化を紹介してもらう時間を作ることで、互いの興味や親しみに繋がる。

☆ITを活用する。例えば、翻訳アプリを使ってクラス便りを日本語から書き換える、日ごろの園での様子を写真や動画に撮って保護者に見て頂く等を積極的に行い、保護者の園への安心感や信頼感を深める。



【事例検討 気付きを書いてみましょう】

第2回目 事例



令和6年度 東京都保育士等キャリアアップ研修 障害児保育科目 資料

## 第4部「家庭及び関係機関との連携」

### 【専門機関との連携】

☆専門機関への相談や情報提供は、慎重に進める。発達が気になる子ども、養育上の問題がある子ども、医療機関受診のニーズがある子ども、外国にルーツがあり日本語習得などにニーズがある子ども等、保護者の同意を得て園から専門機関に情報提供をし、相談する。

☆地域や自治体によって名称、機能、業務内容等に違いはあるものの、専門機関のプロと連携を図り支援を深める。

☆園内だけで全ての課題に対応するのではなく、例えば従来の児童相談所や保健所のみならず、「発達障害者支援センター」「特別支援教育センター」「医療機関」「療育センター」等と連携する、或いは専門家を園に招いた相談・指導の機会を設け、保護者にも紹介する等の方策がある。

### 【保護者支援・子育て支援】

☆わが子の病気や発達について気になることがあれば、多くの保護者は不安になり、子育てに自信が持てず、子どもの将来を憂い、病院や検査機関等をめぐって自分に納得ができる結果を求めたりする。

☆わが子の気になる行動ばかりが目につき、情報を多量に収集して一喜一憂する場合もある。情報社会の中で膨大な情報に振り回され、心が休まらず精神的に疲弊する場合もある。

☆親子関係は、親或いは養育者（以下親という）と子どもの「相互交流」によって育まれる。子どもは生まれたときから、大人から関わるような力を持っている。例えば、定型発達といわれる子どもは、生後2～3ヶ月目には大人からの働きかけで微笑んだり、8ヶ月くらいになると人見知りが始まりひたすらいつも愛情をもって関わる大人を求める、特に教えなくとも信頼を寄せる大人の真似を始める等が挙げられる。



- ☆定型発達といわれる子どもであれば、親に自ら働きかけて、適切な親子関係を作る土台を持っている一方で、発達が気になる子どもは、このあたりが難しい場合も多い。例えば、乳児期から目が合いにくい、あやされてもずっと泣き続ける、大人等の真似をしない、動きが激しく落ち着きがない、危険な行動に対して何度言い聞かせても同じ行動を繰り返す、生活リズムが乱れやすい、偏食が多い等が挙げられる。
- ☆保護者が安心して子育てできるように、保育士等には“保護者支援”“子育て支援”の役割が求められる。まずは、保護者のおかれている現状に対して、そのつらさや不安に気付く存在でありたい。保護者が抱えている大きな葛藤を理解し、心から気持ちを受け止める。
- ☆特別な支援を必要とする子どもの保護者と信頼関係を築き、子どもの情報を詳しく保護者と共有する。
- ☆保護者から、帰宅後の子どもの様子や休日の様子、療育機関等での様子の情報を得ることを通じて子どもへの理解が深まり、保育の見直しのきっかけやヒントにも繋がる。
- ☆子どもの成長を願う気持ちは、保育者も保護者も同じ。保護者にとって、わが子が園で大切にされていること、保育者が一人一人の子どもをよく見て理解し保育にあたらうと努力していることは、必ず保護者に伝わり信じて保育に当たる。例えば、具体的な保育場面での困りごとを保護者に伝え、時には保護者から教えてもらう姿勢も必要となる。
- ☆保護者との信頼関係は、担当の保育者や担任だけではなく、園全体で結ぶ。プライバシーや守秘義務を厳守して、園長、主任など管理職及び障害児科目のキャリアアップ研修修了リーダー等も加わった組織として信頼関係を結び、さらにはこの信頼関係を土台として、専門機関との連携にも繋げる。
- ☆専門機関の持つ機能や、専門機関がどのような支援をするのかを、保育者自身が適切に把握し、具体的に保護者に伝える。
- ☆価値観、家族観、子育て観等は人によってさまざまである。経済的な不安や家族間のトラブルを抱えている家庭も増加している。子どもと保護者がおかれている現実は今以上に複雑化・多様化しているため、不安や不満を抱える保護者は増加傾向にある。保護者の不安や不満は、子育てに大きく影響する。時には怒りとして、園や保育者への攻撃となる場合もある。
- ☆対応に苦慮する保護者に対しては、保護者のペースに巻き込まれることなく、一定の距離を保って、あくまで「子どもの成長を支援する」という目的をしっかりと持ち、園全体で対応する。
- ☆園の理念・保育方針を、保護者会や園便りクラス便り等を通じてすべての保護者に伝え、理解を得る。保護者同士が、互いに子どもの成長を温かく見守る関係を作る。例えば、特別な支援が必要な子どもの状態をクラスの他の保護者に伝える場合など、巡回相談の専門家に同席してもらって話をする方法もある。

#### 【就学支援・小学校との連携】

保育所保育指針より抜粋

#### ☆第2章 保育の内容 4 保育の実施に関して留意すべき事項 (2) 小学校との連携

- ・ア 保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることを配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基盤を培うようにすること。
  - ・ウ 子どもに関する情報提供に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校に送付されるようにすること。
- ☆小学校入学は、子どもの成長にとって大きな節目であるが、園での保育は、小学校入学に表面的に適応させる支援ではないことを自覚するとともに保護者にも丁寧に伝える。
- ☆乳幼児保育教育と小学校教育では、その内容と方法が異なることを踏まえて、子どもにとってどのような連携が望ましいかを常に考える。





☆障害がある子ども、特別な配慮を必要とする子どもの保育や就学についての相談や保護者面談が可能な機関と専門職員は、以下の通りさまざまである。

- ・巡回相談員…各市区町村の保育関係部署や委託された児童発達支援センター等に配属されている。
- ・就学支援相談員…各市区町村の教育委員会に配属の専門相談員。小学校入学にかかわる相談と調整は、就学支援相談員が担う。
- ・特別支援学校のコーディネーター…特別支援学校教員で、障害に関する知識とその支援方法、地域の発達支援機関や情報にも詳しい。
- ・小学校の特別支援教育コーディネーター、管理職…各学区の小学校に在籍している。管理職である校長、教頭等。
- ・保幼小連携協議会…保育所、幼稚園、認定こども園等で小学校と連携を図る組織。保育者と学校教職員が実践面で連携し、保育と授業での交流会や参観、研修会等を行う。

☆障害のある子どもの就学先は、原則的に地域の学校（特別支援学級への在籍、通級による指導、特別支援教育支援員による支援を含む）である。障害の状況によって、特別支援学校に入学の場合もある。子どもの育ちを支えるための資料準備には、保護者と保育者、場合によっては小学校の担当者も加わって、早めに話し合いを進める必要がある。

☆小学校入学後もできれば担当教員と連絡を取り合い、学校での学習や生活の様子を聞き取ることや、様子を見に行くことを続けたい。保育所と小学校の接続・連携のよりよい方法を模索し続けることが、今後さらに必要となる。

〔参考文献〕

- 『気になる子の本当の発達支援』 市川奈緒子/著 風鳴社 2016
- 『障害児保育—インクルーシブな保育に向けて』 太田俊己・佐藤慎二・相沢和恵ら/著 青踏社 2022
- 『みんなにやさしいインクルーシブ保育』 酒井幸子・中野圭子/著 ナツメ社 2023
- 『学びあい、深め合う園内研修—特別な配慮が必要な子どもとの関わりを考える 44 のワーク』  
一般社団法人保育教諭養成課程研究会/編 中央法規出版 2024



令和6年度 東京都保育士等キャリアアップ研修 障害児保育科目 資料

**第5部「障害児保育の指導計画、記録及び評価」**

【障害児保育の指導計画、記録及び評価】

- ・全体的な計画に基づく指導計画の作成と観察・記録
- ・「個別の指導計画」「個別支援計画」の作成と留意事項
- ・障害児保育の評価



【保育所保育指針 第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則】

(1) 保育所の役割

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

(2) 保育の目標

イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。



【保育所保育指針 第1章 総則 3 保育の計画及び評価】

(1) 全体的な計画の作成

ウ 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。

☆全体的な計画とは、各保育所が目指す子ども像（＝園の経営方針等に記載されている理念や方針をふまえたもの）を実現するための基本計画になるもの。旧指針では「保育課程」と呼ばれていたものが、改定されて「全体的な計画」という名称になった。入所してから就学に至るまでの在園期間、保育時間の長短に関わりなく、全ての子どもを対象として、子どもの生活全体を通して総合的に保育を進められるように作成する。

☆子どもの最善の利益の保障を第一に考えて作成された全体的な計画は、保育施設の根幹を示すもの。

☆園の社会的環境や子どもたちの家庭状況、園で過ごす時間の違い等を考慮して、長期的な視野をもって作成に当たる。園での集団生活を通して様々な経験を重ねながら、成長する子どもの「過程」（＝成長のプロセス）を、全体的な計画の中に盛り込む。

【保育所保育指針 第1章 総則 3 保育の計画及び評価】

(2) 指導計画の作成

キ 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

☆保育所保育指針解説

【個別の指導計画】

保育所では、障害のある子どもを含め、一人一人の実態を的確に把握し、安定した生活を送る中で、全ての子どもが自己を十分に発揮できるよう見通しをもって保育することが必要である。そこで、必要に応じて個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連付けておくことが大切である。特別な配慮を必要とする子どもの個別の指導計画を作成する際には、日常の様子を踏まえて、その子どもにとって課題となっていることが生じやすい場面や状況、その理由などを適切に分析する。その上で、場面に適した行動などの具体的な目標を、その子どもの特性や能力に応じて、1週間から2週間程度を目安に少しずつ達成していけるよう細やかに設定

し、そのための援助の内容を計画に盛り込む。障害や発達上の課題のある子どもが、他の子どもと共に成功する体験を重ね、子ども同士が落ち着いた雰囲気の中で育ち合えるようにするための工夫が必要である。

☆「個別の指導計画」は、障害のある子どもや特別な配慮を必要とする子どもに、よりよい保育を行うために、一人一人に作成する保育の為の指導計画である。その子どもに応じた配慮や支援を、保育にどう反映するかという具体的な目標や手立てを表にまとめ、実践に活かす。園内での計画なので、保護者の了解は必須ではない。

☆個別の指導計画に加えて、「個別支援計画」がある。「個別支援計画」は、障害のある子どもに関わる福祉、医療、保健、教育等の関係機関が連携して、保護者とともに適切な支援を継続的、効果的に実施し引き継ぐための計画（ファイル）である。保護者の了解のもとに作成され、園としてこの計画の検討、作成、評価を行う。障害のある子どもの支援ニーズ、支援の目標と内容、支援を行う担当者や機関の役割分担、支援の内容や評価方法等を記載する。

☆「個別の指導計画」や「個別支援計画」によって、障害のある子どもが、他の子どもとともに成功体験を重ね、育ち合う環境を作ることが保育士等に求められる。

【特別な支援を要する子どもへの対応 チェックリスト表】『中野区 保育の質 ガイドライン』 2020 年より編集

☑	内容
☐	【発達に課題のある子どもへの支援】 一人一人の発達を十分に考慮し、個別の指導計画・個別支援計画を作成し、個別日誌を記載して、子どもの姿や援助の方法について振り返りを行い、保育に活かしている
☐	保護者との面談や連絡帳等で、子どもの様子や課題を伝え合い、家庭との連携を密にして共に育てることを大切にしている
☐	かかりつけ医や専門機関（児童相談所、保健所、特別支援教育センター、療育センター等）と、状況に応じて連携を取り、巡回相談の助言等を通して子どもの理解に努め、日々の対応に反映させている
☐	【外国籍家庭等、特別な配慮を要する子どもへの支援】 園からの便りや連絡帳は、保護者が理解できるひらがな、ローマ字等で提供したり、口頭で確認を行ったりして、連絡に漏れが無いように関わっている
☐	【不適切な養育等が疑われる家庭への支援】 一人一人の子どもの発達及び内面についての理解と、保護者の状況に応じた支援を行うために、専門機関との連携の中、子どもの安全を第一優先に行動している
☐	子どもや保護者の様子、保育所での対応の仕方等について記録をとり、定期的に保育士等同士でケース会議を実施し、支援の方針や方法等について共通理解を深めている

【障害児保育の評価】

☆支援の方法を振り返る観点

○出来たことを認める/出来ないことを叱らない

…障害のある子ども、気になる子どもは、他の子どもが簡単に出来ることでも上手くいかない場合がある。努力している点、うまくいっている点等を認めて（褒めて）、出来なかったところはどのようにすればもっと良くなるかを、肯定的かつ具体的に伝えたか？

## ○視覚情報を活用する

…広汎性発達障害の特性等をもった子どもの多くは、言葉で言われるよりも目で見て分かり易い情報の方が理解しやすい。写真や絵等を活用しつつ、その子どもが理解している言葉を使って説明したか？

## ○説明や指示は短い文で、順を追って、具体的に

…あいまいな表現を理解することは苦手な子どもが多いので、言葉で説明する時は、短い文・ひとつずつ順を追って・より具体的に伝え、子どもが見通しを持って遊びや活動が出来たか？

## ○見守る

…子どもが大きな声を出したり、パニックを起こしたりしている際には、少しの時間を置き温かく見守る・待つことで無理に落ち着かせようとするより子ども自身が混乱から抜け出せる場合もある、と心得ていたか？

## ○子ども同士で解決していく力を信じる

…もめごとやトラブルが起きた際に、大人の考えだけを押し付けず、子ども同士が素直なおもいを出し合って話し合う機会を保障出来たか？自分の考えだけでなく他者の考えも尊重しながら問題解決をはかる力を、育むことが出来たか？

## ○保護者と意思疎通がはかれているか

…行事等、一斉的な活動場面で、発達の遅れが目立ってしまう等の場合、他の子どもと同じにできないことに着目するのではなく、その子自身の得意な部分・園生活の中で成長した部分について伝え、保護者の不安を払拭したり、信頼関係をより深めたりする姿勢を示しているか？



【保育士等は、子どもの専門家】

☆子どもと生活を共にしながら、子どもを理解する

…障害のある子ども、気になる子どもの保育とは、「障害のある〇〇ちゃん」である前に一人の「子ども」であり、唯一無二の「〇〇ちゃん」。唯一無二の「〇〇ちゃん」を含めて、日々の保育を担う保育士等は、責任をもって保育を行う保育者として、「子どもの最善の利益を守る」ことが求められる。障害の有る無し、に関わらず、「一人一人に応じた丁寧な保育」を積み重ねることこそ、保育士等の使命であって、子どもを多角的総合的に捉え、子ども自らが伸び行く力を信じて、保育にあたる。

☆障害のある子どもに対して、専門的対応よりもむしろ、日頃の保育を丁寧に行うといった「あたりまえの」「自然な」方法が求められる …七木田 敦

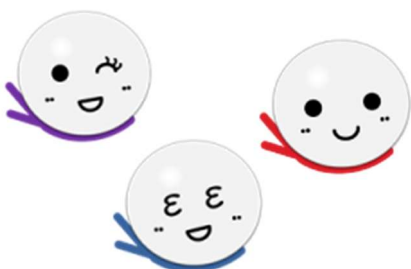
七木田 敦（ナナキダ アツシ）：広島大学大学院教育学研究科教授。主なテーマは、障害のある幼児の保育、特別支援教育、子育て支援など

〔参考文献〕

- ・『中野区 保育の質 ガイドライン』 2020 年
- ・「政府広報オンライン」発達障害って、なんだろう？（2021 年 12 月）



〔政府広報オンライン 発達障害って、なんだろう？〕





◇個別の指導計画の書式例

<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 40px; display: inline-block;"></div> 月の計画		所属長	主任	担任
ふりがな 名前		クラス		年齢
				歳 月
	子どもの様子	目標 (☆は重点目標 複数可)	環境構成・保育や配慮のポイント (☆は重点ポイント)	
生活習慣				
あそび				
コミュニケーション				
集団生活				
家庭・関係機関と連携すること				
今月のふり返り ・進み具合 ・改善点 ・来月に向けて				

\*所属長等コメント



### ◆個別支援計画の書式例

作成・更新日【 年 月 日】 施設名【 】 担任【 】

ふりがな 名 前			生年月日 年 月 日生 性別 ( )
障害などの様子 ・入園前の様子 ・相談歴 ・発達検査の記録			
日常の様子/配慮するとよいこと			
生活		ことば	
健康・運動		集団・友だち	
あそび		感情・気持ち	
好きなこと 関心のあること			
苦手なこと 不得意なこと			
本人・ 保護者の願い			
保育と支援の目標 (〇年度〇期分)			
支援内容 (特に必要と思う配 慮/支援する点)	園での保育 ・配慮/支援		
	家庭での養育 ・配慮/支援		
関係機関の支援	支援機関 (担当者)		
	支援内容		
	支援機関 (担当者)		
	支援内容		
特記事項・ 引継事項			

◆内容を了解し、関係機関との共有に同意します。

〇〇年 〇月〇日 保護者名 \_\_\_\_\_

(関東圏 B 園)

【第1回目 事例】

園に在籍する子ども、或いは これまで出会った子どもの、” 気になる子ども ” の姿について、  
グループで話し合ってみましょう。（その姿の背景にあるものは何かという視点も含め…）

- ① なぜ気になるのか
- ② どのような関わりをしてきたのか
- ③ どのような関わりが さらに求められるのか
- ④ 家庭への支援や関係機関との連携は、どのようにしたら良いと考えられるか

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

【第2回目 事例】

園での行事の進め方について、具体的な行事名を挙げて グループで話し合ってみましょう。

- ① その行事への参加が苦手な子どもは、どうして苦手なのか（何故？）…その理由は？
- ② どのような支援が考えられるか？

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....